

供託規則

昭和34年 1月17日 法務省 令 第2号

供託規則の一部を改正する省令

平成23年12月 7日 法務省 令 第37号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

第五章 電子情報処理組織による供託等に関する特則
(電子情報処理組織による供託等)
第三十八条 次に掲げる供託又は請求（以下「供託等」という。）は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用してすることができる。ただし、当該供託等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。
一 金銭又は振替国債の供託（これと同時にする第四十二条第一項の書面の交付又は送付の請求を含む。）
二 供託金、供託金利息又は供託振替国債の払渡しの請求
2 次に掲げる手続は、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用してすることができる。
一 前項第一号の規定による供託に係る供託書正本の交付
二 前項の規定による供託等に係る却下決定書の交付

第五章 電子情報処理組織による供託等に関する特則
(電子情報処理組織による供託等)
第三十八条 次に掲げる供託又は請求（以下「供託等」という。）は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用してすることができる。ただし、当該供託等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。
一 金銭又は振替国債の供託（これと同時にする第四十二条第一項の書面の交付又は送付の請求を含む。）
二 供託金、供託金利息又は供託振替国債の払渡しの請求

◆削除◆

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(電子情報処理組織による供託等の方法)
第三十九条 前条第一項の規定により供託等をするには、供託等をしようとする者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人（以下「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、法令の規定により供託書又は請求書に記載すべき事項（供託申請又は請求の年月日を除く。）に係る情報 ◆追加◆に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行つたもの（以下「申請書情報」という。）を送信しなければならない。
2 申請人等は、法令の規定により供託書若しくは請求書に添付し、又は提示すべき書面があるときは、法務大臣の定めるところに従い、当該書面に代わるべき情報にその作成者が電子署名を行つたもの（以下「添付書面情報」という。）

(電子情報処理組織による供託等の方法)
第三十九条 前条の規定により供託等をするには、供託等をしようとする者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人（以下「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、法令の規定により供託書又は請求書に記載すべき事項（供託申請又は請求の年月日を除く。）に係る情報（以下「申請書情報」という。）
(前条第二号の規定による払渡しの請求にあつては、当該申請書情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行つたもの)を送信しなければならない。
2 申請人等は、法令の規定により供託書若しくは請求書に添付し、又は提示すべき書面があるときは、法務大臣の定めるところに従い、当該書面に代わるべき情報にその作成者が電子署名を

を送信しなければならない。ただし、添付書面情報の送信に代えて、供託所に当該書面を提出し、又は提示することを妨げない。

3 申請人等は、前二項の情報 **◆追加◆**を送信するときは、当該情報の作成者が電子署名を行つたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第二項（他の省令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項の規定により作成された電子証明書

三 電子署名を行つた者を確認することができる電子証明書であつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして法務大臣の定めるもの

4 **前条第一項第二号**の規定による払渡しの請求について、第一項又は第二項の電子署名を行つた者が法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出した者であるときは、送信すべき電子証明書は、前項第一号に掲げる電子証明書に限るものとする。ただし、商業登記規則第三十三条の三各号に掲げる事項がある場合は、この限りでない。

5 登記された法人が **前条第一項**の規定による供託等をする場合において、当該法人の代表者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書が申請書情報 **◆追加◆**又は代理人の権限を証する書面に代わるべき情報と併せて送信されたときは、当該供託等については、第十四条第一項（第二十七条第三項（第三十五条第四項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 **前条第一項第一号**の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならない。

行つたもの（以下「添付書面情報」という。）を送信しなければならない。ただし、添付書面情報の送信に代えて、供託所に当該書面を提出し、又は提示することを妨げない。

3 申請人等は、前二項の情報（**第一項の情報にあつては、前条第二号の規定による払渡しの請求に係るものに限る。**）を送信するときは、当該情報の作成者が電子署名を行つたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第二項（他の省令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項の規定により作成された電子証明書

三 電子署名を行つた者を確認することができる電子証明書であつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして法務大臣の定めるもの

4 **前条第二号**の規定による払渡しの請求について、第一項又は第二項の電子署名を行つた者が法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出した者であるときは、送信すべき電子証明書は、前項第一号に掲げる電子証明書に限るものとする。ただし、商業登記規則第三十三条の三各号に掲げる事項がある場合は、この限りでない。

5 登記された法人が **前条**の規定による供託等をする場合において、当該法人の代表者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書が申請書情報（**前条第二号の規定による払渡しの請求に係るものに限る。**）又は代理人の権限を証する書面に代わるべき情報と併せて送信されたときは、当該供託等については、第十四条第一項（第二十七条第三項（第三十五条第四項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 **前条第一号**の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならない。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

（供託をする場合の資格証明書の提示に関する特則）

第三十九条の二 登記された法人が第三十八条第一号の規定による供託をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る前条第三項第一号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、第十四条第一項の規定にかか

わらず、当該代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(金銭供託の受理手続の特則)

第四十条 前条第一項の規定により金銭の供託に係る申請書情報が送信されたときは、第十三条第一項の規定により供託書が供託所に提出されたものとみなして、第十三条の二及び第十六条第四項の規定を適用する。この場合においては、当該供託について、第二十条の三第一項の申出があつたものとする。

2 前項の場合において、第二十条の三の規定により供託金の納付がされたときは、供託官は、供託者に対し、第三十八条第二項第一号の規定により供託書正本に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

◆追加◆

(金銭供託の受理手続の特則)

第四十条 第三十九条第一項の規定により金銭の供託に係る申請書情報が送信されたときは、第十三条第一項の規定により供託書が供託所に提出されたものとみなして、第十三条の二及び第十六条第四項の規定を適用する。この場合においては、当該供託について、第二十条の三第一項の申出があつたものとする。

2 前項の場合において、供託者が第二十条の三第二項の納付期日までに同条第一項の納付情報により供託金を納付し、かつ、法務大臣の定めるところに従い、供託書正本に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提供を求めるときは、供託官は、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録を提供しなければならない。

3 供託官は、前項の規定により供託書正本に係る電磁的記録を提供しようとする場合において、供託官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録に係る情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能となつた時から三十日以内に当該電磁的記録の提供を受けるべき者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録しないときは、同項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を提供することを要しない。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(振替国債供託の受理手続の特則)

第四十一条 前条第二項 ◆追加◆の規定は、第三十九条第一項の規定により振替国債の供託に係る申請書情報が送信された場合において、第十九条の規定により供託所の口座について供託振替国債に係る増額の記載又は記録がされたときについて準用する。

(振替国債供託の受理手続の特則)

第四十一条 前条第二項 及び第三項の規定は、第三十九条第一項の規定により振替国債の供託に係る申請書情報が送信された場合において、第十九条の規定により供託所の口座について供託振替国債に係る増額の記載又は記録がされたときについて準用する。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(みなし供託書正本の交付)

第四十二条 供託者は ◆追加◆、供託官に対し、第四十条第二項（前条において準用する場合を含む。）に規定する供託書正本に係る電磁的記録に記録されている事項を記載して供託官が記名

(みなし供託書正本の交付)

第四十二条 供託者は、第四十条第二項（前条において準用する場合を含む。）の規定により供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めたときは、供託官に対し、当該電磁的記録に記録され

<p>押印した書面の交付を請求することができる。ただし、供託者が既に当該書面の交付を受けているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の書面の交付を請求しようとする者は、第三十二号書式による請求書を提出しなければならない。</p> <p>3 第九条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は請求書に添付した書類の還付について、第二十六条及び第二十七条の規定は第一項の書面の交付の請求について準用する。</p> <p>4 第一項の書面は、第二十一条の三から第二十一条の五まで（第二十一条の六第一項において準用する場合を含む。）及び他の法令の規定の適用については、供託書正本とみなす。</p>	<p>た事項を記載して供託官が記名押印した書面の交付を請求することができる。ただし、供託者が既に当該書面の交付を受けているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の書面の交付を請求しようとする者は、第三十二号書式による請求書を提出しなければならない。</p> <p>3 第九条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は請求書に添付した書類の還付について、第二十六条及び第二十七条の規定は第一項の書面の交付の請求について準用する。</p> <p>4 第一項の書面は、第二十一条の三から第二十一条の五まで（第二十一条の六第一項において準用する場合を含む。）及び他の法令の規定の適用については、供託書正本とみなす。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

<p>(供託金又は供託金利息の払渡手続の特則)</p> <p>第四十三条 第三十八条第一項第二号の規定により供託金又は供託金利息の払渡しの請求をするときは、預貯金振込みの方法又は国庫金振替の方法によらなければならない。</p> <p>2 供託官は、第三十九条第一項の規定により前項の請求に係る申請書情報が送信された場合において、当該請求を理由があると認めるときは、第二十八条第一項前段（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該申請書情報の内容を用紙に出力したものに払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。</p>	<p>(供託金又は供託金利息の払渡手続の特則)</p> <p>第四十三条 第三十八条第二号の規定により供託金又は供託金利息の払渡しの請求をするときは、預貯金振込みの方法又は国庫金振替の方法によらなければならない。</p> <p>2 供託官は、第三十九条第一項の規定により前項の請求に係る申請書情報が送信された場合において、当該請求を理由があると認めるときは、第二十八条第一項前段（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該申請書情報の内容を用紙に出力したものに払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

<p>(却下手続の特則)</p> <p>第四十五条 供託官は、第三十八条第一項の規定による供託等を却下する場合には、申請人等に対し、同条第二項第二号の規定により却下決定書に係る電磁的記録を提供することができる。</p>	<p>(却下手続の特則)</p> <p>第四十五条 供託官は、第三十八条の規定による供託等を却下する場合には、申請人等に対し、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して却下決定書に係る電磁的記録を提供することができる。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

<p>(氏名等を明らかにする措置)</p> <p>第四十六条 情報通信技術利用法第三条第四項又は第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名 ◆追加◆とする。</p>	<p>(氏名等を明らかにする措置)</p> <p>第四十六条 情報通信技術利用法第三条第四項又は第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名 (第三十八条第一号の規定による供託にあつては、申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置)とする。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 改正法・附則・題名- ～平成23年12月 7日 法務省 令 第37号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

附 則（平成二三・一二・七法務令三七）

- 改正法・附則- ～平成23年12月 7日 法務省 令 第37号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

この省令は、平成二十四年一月十日から施行する。